

要望事項 (優先順位 2)

岩倉証明書発行コーナー廃止に伴う対応

要 旨

令和3年9月14日の京都市会文化環境委員会において、岩倉を含む4箇所の証明書発行コーナーを今年度中に廃止することが発表されました。この間、マイナンバーカードの普及が進み、マイナンバーカードを用いたコンビニ交付も実施されていることに加え、京都市の厳しい財政状況を考えればやむを得ない状況であるとも考えられます。

しかしながら現在の状況では、マイナンバーカードを取得している住民も多くはないと思われ、このまま証明書発行コーナーが廃止になれば、地域にとってはサービス低下と言わざるを得ない状況となります。

また、岩倉証明書発行コーナーが廃止された後、残った施設はどうなるのでしょうか。当施設の2階には、岩倉3学区の住民が様々な地域活動を行っている岩倉地域交流センターがあり、岩倉3学区が自主管理し、自治活動の拠点として日頃から利用しています。

以上のことから、岩倉証明書発行コーナーの廃止を行うのであれば、以下の対応を実施していただくことを要望します。

具体的な要望事項

1. 岩倉地域におけるマイナンバーカードの普及促進と、マイナンバーカードの利便性の周知に努めること
2. 岩倉証明書発行コーナー廃止後も地域住民の自治活動を行えるよう、跡地活用にあたっては、京都市が一方向的に決めるのではなく、地元と十分に協議すること

**回 答
(文化市民局)**

本市では、令和元年11月にマイナンバーカード交付円滑化計画（令和2年10月改定）を策定し、マイナンバーカードの普及促進に最大限注力してきた結果、この1～2年で普及は大きく進んでおります。

更なる普及促進の取組として、岩倉地域において、市職員が出向き、無料での写真撮影や申請書記入のお手伝いをしながら、本人確認のうえマイナンバーカードの申請を受け付けることで、マイナンバーカードセンターや区役所等に出向くことなく、自宅でカードが受け取れる「出張申請窓口」を設置するなど、マイナンバーカードの申請機会の拡大を図ってまいります。

「出張申請窓口」の実施にあたっては、岩倉地域の皆様の御意見をいただきながら、設置場所、設置回数等を調整させていただきます。

併せて、「出張申請窓口」の周知チラシには、マイナンバーカードの利便性を掲載し、また、コンビニ交付サービスに関するリーフレットを「出張申請窓口」等で配付するなど、利便性の周知に取り組んでまいります。

岩倉地域の皆様におかれては、ぜひマイナンバーカードを取得し、コンビニ交付サ

ービスを御利用いただきますようお願いいたします。

(左京区役所)

岩倉証明書発行コーナー廃止後の跡地活用については、まず、当施設の2階を岩倉3学区の住民の地域活動の場として活用できるよう、令和7年3月末まで岩倉自治連合会連絡協議会と使用貸借契約を締結していることを踏まえ、使用許可期限内は引き続き、地域交流センターとして利用いただきたいと考えております。また、1階部分を含む土地・建物の活用につきましては、地域の皆様の御意見をお聞きしながら、本市の厳しい財政状況や建物の老朽化等を踏まえ、検討を行ってまいりたいと考えております。